

各常任委員会等特定事件調査報告書

令和7年度

総務常任委員会

健康福祉常任委員会

生活環境常任委員会

子ども教育常任委員会

多摩市役所新庁舎建設等特別委員会

7多議第817号
令和8年3月17日

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

多摩市議会総務常任委員長 小林 憲一

特 定 事 件 調 査 報 告 書

本委員会は、付議された特定事件のうち下記の事項について、調査を終了したので報告します。

記

1 調 査 事 項

- (1) 名古屋市のコミュニティサポーター制度について
- (2) まちづくり協議会と地域担当職員制度について

2 調 査 方 法 委員派遣による先進地視察

3 調 査 参 加 委 員 小林 憲一 いぢち 恭子 藤條 たかゆき
池田 けい子 いいじま文彦

4 調 査 日 令和7年10月23日(木)・24日(金)

5 調 査 地 (1) 愛知県名古屋市
(2) 愛知県高浜市

6 調 査 結 果 別紙のとおり

総務常任委員会 行政視察報告書

令和7年10月23日（木）

愛知県名古屋市

1 調査事項

名古屋市のコミュニティサポーター制度について

2 調査目的

少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について、先進市の取組みに学び本市の「地域協創」推進に役立てることを目的とする。

・名古屋市の対応者

名古屋市スポーツ市民局 地域振興課長 渡邊英一 様

3 調査内容

（1）名古屋市における地域自治の現状

名古屋市は人口約232万人、16の行政区、267学区により構成され、町内会・自治会は5,276団体、加入率は66%と全国的にも高い水準にあるが、10年前から12.8ポイント減少している。特に中心部の中区では44.2%と低下傾向が見られる。

地域コミュニティの要となるのが「学区連絡協議会」であり、民生児童委員、保健環境委員、区政協力委員、老人クラブ、PTA、スポーツ推進員、町内会・自治会、女性会、子ども会、消防団など多様な団体が構成員となっている。

その中核的役割を果たすのが「区政協力委員」であり、地域と行政のパイプ役として位置づけられている。区政協力委員は非常勤特別職の地方公務員で費用弁償のみ支給され、実質的にはボランティアである。平均年齢は65歳、委員長は71.5歳と高齢化が進み、年齢制限は80歳である。委員の約8割が町内会長を兼ね、区政協力委員（5,348名）、学区区政協力委員会委員長（267名）、区協議会議長（16名）、市議長協議会議長というピラミッド型組織を形成している。

（2）コミュニティサポーター制度の概要

名古屋市では、地域の担い手不足や課題の多様化に対応するため、平成28年度から市長公約として「新しい地域自治の仕組み」の構築を目指し、モデル事業を経て「コミュニティサポーター制度」を創設した。制度は地域団体の運営支援

を行う専門職「コミュニティサポーター」を配置し、地域コミュニティの活性化を図るものである。

コミュニティサポーターは会計年度任用職員として採用され、伴走型の支援、横断的なつなぎ役、オーダーメイド対応を基本姿勢とし、地域に寄り添いながら課題解決を支援する。課題は防災、子育て、多文化共生、ICT活用、担い手不足など多岐にわたり、行政機関、企業、NPO、大学、地域住民など多様な主体をつなぐ調整役を担っている。

支援体制として、区役所の地域力推進課及び本庁の地域振興課が全体を統括し、区窓口での相談対応や現場支援を担う「相談員」と、より専門性を持って長期的に関わる「支援員」による二層構造を採っている。

寄せられる相談内容は多様で、町内会設立や規約改正、広報紙・ウェブサイト作成、電子回覧板の導入、高齢者サロンの充実、外国人住民への生活マナー伝達など、地域課題の実情に即したものが中心である。

(3) 具体的な支援事例

制度導入以降、支援員・相談員による具体的な成果も多い。

町内会長の後任が見つからず解散も検討された事例では、複数回の話し合い支援を通じ「やってもよい」との申し出があり、無事に次期会長が決定した。

また、市営住宅の建替えに伴い高齢化が進んだ地区では、住宅供給公社や社会福祉協議会と連携して町内会運営の見直しと高齢者の交流の場づくりを支援し、孤立防止にも寄与した。

ICT分野では、学区ウェブサイトや公式LINE、予約システムの開設支援、スマートフォン講習会や動画編集講座の開催などを通じて情報発信力を強化している。さらに、地域行事の取材や広報チラシの作成、日本語教室の立ち上げなど、地域活動の幅を広げる取組も行われている。

(4) 課題と今後の予定

町内会・自治会の加入率は減少傾向にあり、地域の声が届きにくい層が増えている。また、区政協力委員の高齢化、後継者不足も深刻である。名古屋市ではICTを活用したデジタル回覧板や会費のキャッシュレス化など負担軽減策を進めているが、「何をしている団体なのか」「お金の使い方が見えにくい」といった声もあり、活動の見える化が課題とされている。

コミュニティサポーター制度は、こうした地域課題の「入口」としての役割を担い、区政協力委員制度と相互に補完し合う仕組みとして機能している。今後は、ICT支援や多文化共生対応など新たな課題にも柔軟に対応し、地域自治の持続可能性を高めていくことが期待されている。

(5) 質疑内容（問答形式）

問 地域の困りごとはどのように吸い上げているのか。支援員と相談員の違いは。

答 支援員はより専門性が高く、相談内容により棲み分けをしている。短期的・簡易的な相談は相談員が、本庁や区役所での対応が必要な場合は支援員が関わる。

問 ICT 支援の内容は。

答 相談員・支援員向けに LINE 活用やグラフィック作成などの研修を実施している。支援員の中には 8 年程度の経験者もあり、専門性の蓄積がある。

問 制度は市民発のボトムアップか、首長主導のトップダウンか。

答 平成 28 年度に当時の市長公約として始まった。地域委員会制度の経験を踏まえ、地域により密着した支援を行う仕組みとして制度化された。

問 議員の地域活動と重なる部分もあるが、どのように棲み分けているか。

答 区役所には地域担当制があり、職員が学区を担当して地域の声を行政に反映させている。コミュニティサポーター制度はその地域版として、課題対応に特化した支援を行っている。

問 区政協力委員と町内会長の違いは。

答 区政協力委員は行政からの依頼事項を地域に伝える役割を担い、配布物などの伝達を行う。町内会は独自に地域活動を行っており、実際には両者の役割の境目を意識せず活動しているケースが多い。

問 民生委員の充足率が 94% と高いが、その要因は。

答 特段新たな取組を行っているわけではないが、昔ながらのつながりを維持している地区が多く、高い地域力が背景にある。

4 質疑などから明らかになったこと

本視察を通じ、名古屋市の地域自治は、行政区と学区を基盤とした重層的なネットワークの上に成り立ち、区政協力委員制度とコミュニティサポーター制度が相互に補完しながら機能していることが確認された。特に、地域課題の複雑化・多様化に対して、行政と住民の「間」を埋める存在としてサポーターが配置され、専門的かつ柔軟に対応している点が特徴である。

また、ICT を活用した情報発信や担い手の負担軽減に向けた支援が進んでおり、地域活動のデジタル化に先進的に取り組んでいる。制度設計は首長主導で始まったが、地域の実情に合わせて進化し、現在では行政・地域・NPO 等の多主体連携の基盤となっている。

一方で、町内会加入率の低下や役員の高齢化など、地域のつながりを維持する課題は共通しており、活動の見える化や新しい世代の参加促進が求められている。

多摩市においても、名古屋市の「伴走型支援」「オーダーメイド対応」「横断的なつなぎ役」という考え方を参考に、地域課題の解決に寄り添う仕組みづくりを検討していく必要があると感じた。

伊地知副委員長からは、「行政規模は異なるが、地域住民の安心・安全、持続可能なまちづくりに向けた先進的な取組として大変参考になった」との総括があり、本視察は今後の多摩市の地域力向上を考えるうえで有意義な機会となった。



総務常任委員会 行政視察報告書

令和7年10月24日（金）

愛知県高浜市

1 調査事項

まちづくり協議会と地域担当職員制度について

2 調査目的

少子高齢化時代におけるまちづくり・コミュニティの維持と発展について、先進市の取組みに学び本市の「地域協創」推進に役立てることを目的とする。

高浜市はかなり早期からコミュニティ問題に関して独自の取組みを進めており、人口規模や地理的・社会的条件は多摩市と異なるものの、その実践内容や経緯を知ることは大いに参考になる。特に具体的な運用内容とその結果について調査することにより、本市の地域協創政策に寄与できればと考える。

・高浜市の対応者

企画部 総合政策グループ

グループリーダー 榊原 雅彦 様

主幹 原田 優 様

議会事務局

局長 内藤 克己 様

3 調査内容

(1) 経緯

「平成の大合併」の際、高浜市は合併の否決に伴い自治体の生き残り戦略を模索するため「構造改革プロジェクト」を立ち上げた。その中で「まちづくり協議会」及び「特派員制度」を発足することとなった。

各地域で個性・課題が異なるので、地域ごとの課題を抽出し解決のため予算をつけて取り組む、という形で地域内分権を進めてきた。

(2) まちづくり協議会

① 目的

住民力の強化及び地域課題の解決

② 運用方法

5つの小学校区をベースに地域住民が立ち上げ、基本的に月1～2回の会

議を行う（大きな行事等を行う場合、会議の回数は増える）。各地域にさまざまな市民団体があり、協議会がその連携を進めて合意形成をはかる役割をになう。

高齢化によりメンバー減少が進み、町内会の組織率も低下している（5割以下）。町内会の担い手不足を協議会が補完し、地域活動を支える力となっている。

③ 法的根拠

自治基本条例

まちづくり協議会条例

④ 協議会支援の仕組み

予算／市民予算枠事業交付金・市からの移譲事業として予算配分・コミュニティプラザ等の施設運営費用

⑤ 事業内容

防災・公園管理・お祭りの開催

少しずつ活動が減ってきていることが課題。

（3） 特派員（地域担当職員）制度

① 目的

まちづくり協議会の活動支援

② 担当者

所管としての総合政策グループの他、他部署からも兼務という形で自主的に参加してもらう。

③ 創設の経緯と役割

地域への理解や活動支援として、まちづくり協議会をサポートする職員が必要となった。職員側も、地域の現場に入ることが職員力の強化につながり、行政内の連携を強化して縦割り行政の弱点を補うメリットがある。

④ 見直しと今後の課題

初期は住民・協議会へのサポート需要が強かったが、住民の経験値が蓄積された結果、現在は見守り役の役割に移行してきた。若手職員の育成・研修という意味合いが出てきた。

多忙のため特派員を志望する職員も減り、個別の案件についてその担当部署が対応を行えばよいのではないか、という段階に来ている。

職員・住民ともに担い手不足が課題。

4 質疑を通じて

《まちづくり協議会》

○ 運営について

役員は2年を任期とするが、再任は妨げない。年代も幅があり、定年後に参加する方もあるが現役世代のメンバーもいる。若手世代は経営者が多い。

役員報酬として月1万出しているが、金額に対する思いはさまざま。事務局も住民が担当しており、こちらは無償。

5団体のうち1団体のみ指定管理者制度となっている。2024年の地方自治法が改正されたので、指定地域共同活動団体の指定も検討している。

○ 町内会との関係について

設立から年数が経つにつれ、本来の目的や役割がわからなくなっているところもある。町内会と対立構図になっているケースもあるが、時代の変化に対応してそれぞれ変わろうとしている。

○ 予算について

年間約3900万円を5団体で分け、1地区につき約300万円。残金は市に返還。

市から移譲された事業については返金不要。

報告書提出の義務がなく、事業成果について行政から指摘しづらい現状がある。

協賛金を集めて繰越金を増やしているところもあるが、市としては貯めるより地域のために使ってもらいたい。物品購入に使うことも避けて欲しいと思っている。

○ 担い手について

リタイア・リターン後、地域での居場所を求めて加入する人が一定数いる。また町内会経験者、元職員等さまざま。町内会より気楽に「地域の見守りくらいなら……」と参加する人も。

メンバー間のトラブルもそれなりに起こり。市側が仲裁役を果たしている。

《特派員制度》

○ 現状と今後について

時代の変化にともない、地域に派遣できる職員が減った。住民側もノウハウを積んできて、課題解決のためにどう動いたらよいかかわかってきている。

逆に若い職員は地域のことを知らないので、特派員の立場で学ぶことは大きいと思われる。しかし、「なぜ担当以外の仕事をしなければならないのか」と感じる職員もいる。

今後は制度を廃止するか、逆に全職員を特派員と位置付けるかという選択になるかもしれないが、いずれにしても「地域が希望する人材を派遣する」という仕組みは必要。

住民力は高まったと思うので、職員力の向上が次の課題ではないか。

○ 外国籍住民について

独自に自分たちだけのコミュニティを作っているのも、もっとそれぞれの地域とつながってくれればよいと思う。トラブル回避にもつながる。

ただ、日本人住民の側の意識も気になる。何からやっていいかわからないというのが実情。



多摩市議会議長 三階 道雄 殿

多摩市議会健康福祉常任委員長 きりき 優

特 定 事 件 調 査 報 告 書

本委員会は、付議された特定事件のうち下記の事項について、調査を終了したので報告します。

記

- 1 調 査 事 項 重層的支援体制の整備について
- 2 調 査 方 法 委員派遣による先進地視察
- 3 調 査 参 加 委 員 きりき 優 中島 律子 橋本 由美子
折戸 小夜子 本間 としえ
- 4 調 査 日 令和 7 年 1 0 月 8 日（水）から
1 0 月 9 日（木）まで
- 5 調 査 地 (1)愛知県長久手市
(2)愛知県稲沢市
- 6 調 査 結 果 別紙のとおり

健康福祉常任委員会 行政視察報告書

視察日：令和7年(2025年)10月8日

視察地：愛知県長久手市役所

調査事項：長久手市における重層的支援体制整備事業について

説明者：長久手市役所

くらし文化地域共生推進課

議会事務局 事務局長

参加委員：5名（きりき・中島・橋本・折戸・本間）

1 視察の目的

社会のあり方が変わり、それに伴って市民生活も変化する中で、既存の制度では支援の届けられない複雑化・複合化する課題や制度の狭間にあるケースにも対応していくため、令和2年、社会福祉法改正で創設された重層的支援体制事業の整備状況や今後の課題について調査研究する。

2 長久手市の重層的支援体制の整備についての説明

(1) 長久手市の現状と課題

名古屋市のベッドタウンとして人口が増加しているが、高齢化 2035年以降は人口が減っていくという予測し、高齢化が進むにつれて、要支援介護者が増えていく。人口の推移として単身世帯が多く、自治会加入率は平均46%と低く、2人に1人は地域に繋がりがなく、将来地域で孤立する可能性が高い。よって重層的支援体制を進めていく必要があると考えている。

(2) 長久手市が重層的支援体制を始めるまでの道のり

2011年度、地域共生社会の取り組みを始めてきた。市民主体のまちづくりを考えて、顔が見える関係を作るため、市民協働分野で「まちづくり協議会」や「地域共生ステーション」を進めてきた。2017年度(平成29年度)改正社会福祉法に基づき、厚労省が「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(モデル事業)」を開始し、厚労省モデル事業の活用を開始した。

前市長の下、地域共生推進課ができた。

令和3年から5年度 市長直轄組織として地域共生推進課で重層的支援体制整備事業を所管。

制度福祉の業務を持たず、多分野と連携し、庁内連携会議・重層的支援会議など主催し、集中的に地域と繋がった。

体制は令和6年度から「くらし文化部」の所属となる。

地域共生推進課は10名で、小学校単位で相談業務を行う。

コミュニティは社協と協力連携している。

会計年度職員、社会福祉士が相談員になっている。

(3) 長久手市の重層に基づく各機関の取り組み

重層の理念は、地域福祉の推進と地域共生社会の実現であり、行政・市民・社協等の民間団体が協力し、課題解決に取り組めるよう包括的支援体制を構築するため重層的支援体制整備事業である相談支援・参加支援・地域づくり支援を実施する。

① 相談支援(多機関協働事業)

単独の支援では対応が難しい複雑・複合課題を抱える世帯は複数の関係機関に関わっている。社協の包括化推進員と地域共生推進課や福祉政策課の包括化推進員が調整役となり協議して、各機関が単独で支援するのではなく、4名のチーム体制で支援を行う。

1人の方の問題を多機関で関わり支援することにより、各機関が個別ではない方がコンパクトに支援できる。

② 参加支援

(就労支援モデル開発プロジェクト)

福祉的就労も希望しない働きづらさを抱える人の就労による自立のきっかけづくりの場を地域に作ることを目指す。

問題に至る前に社会とつながる仕組みを作った。

令和6年度に市内3事業者の支援により、3名雇用してモデル事業を実施した。

市内のプロジェクトを知っていただく講演会で持続性を確保したいと考えている。

(8050世帯訪問調査)

R4年度～R6年度 実態把握調査し、世帯訪問し、支援に繋げた。

(居場所支援事業)

住民が気軽に訪れることができ、新たな交友関係を持ち、そこに来た人が居場所作りを主催する人に対して補助金を交付する。場所の整備しているもの同士のネットワークである「なののにの会」が生まれた。R7年度からは資金支援ではなく、新しく開設する人には中間支援コーディネーターによるネットワークづくりに移行している。

③ 地域支援づくり

(お出かけあなたの車 たすけあいカー)

市街地から離れた東側に移動の支援の取り組みを開始した。

利用者の心身の健康維持やコミュニティの側面を重視し、外出の機会を作るのが目的。

社会福祉協議会が事務局となり利用者とボランティアの窓口となる、社協の車をボランティアが運転をする住民主体の助け合い活動。月に1回ドライバーズクラブを開催。

毎週金曜日に定期運行に加えお買い物会開催。

ボランティアの意見交換会を行なって連携して、感謝の会などイベントを作っている。

利用者の声から無償ではなく実費程度の利用料を設定した。

(地域共生ステーション)

地域交流の拠点として、地域共生ステーションを4小学校区で設置。
身近な相談場所・集いの場所としての機能。

「ふれあいカフェ」や「おすそわけ」の場として活用。

日中は高齢者、夕方は子どもの居場所。

(まちづくり協議会)

自治会・シニアクラブ・PTAなどが連携して(ネットワーク型)

「地域課題」や「やりたいこと」を持ち寄って、「一人」じゃなく「みんな」で考える。

地域で一つの分野が横断している場合は 相談支援×参加支援
(Nジョイ (引きこもり対策))

令和3年から6年までは、週2回 居場所で自由に過ごす。

卓球台など置いて楽しい場所作りをした。

令和7年度からは、常設は行なわず、個別にサポートできる体制に移行。

参加支援×地域づくり

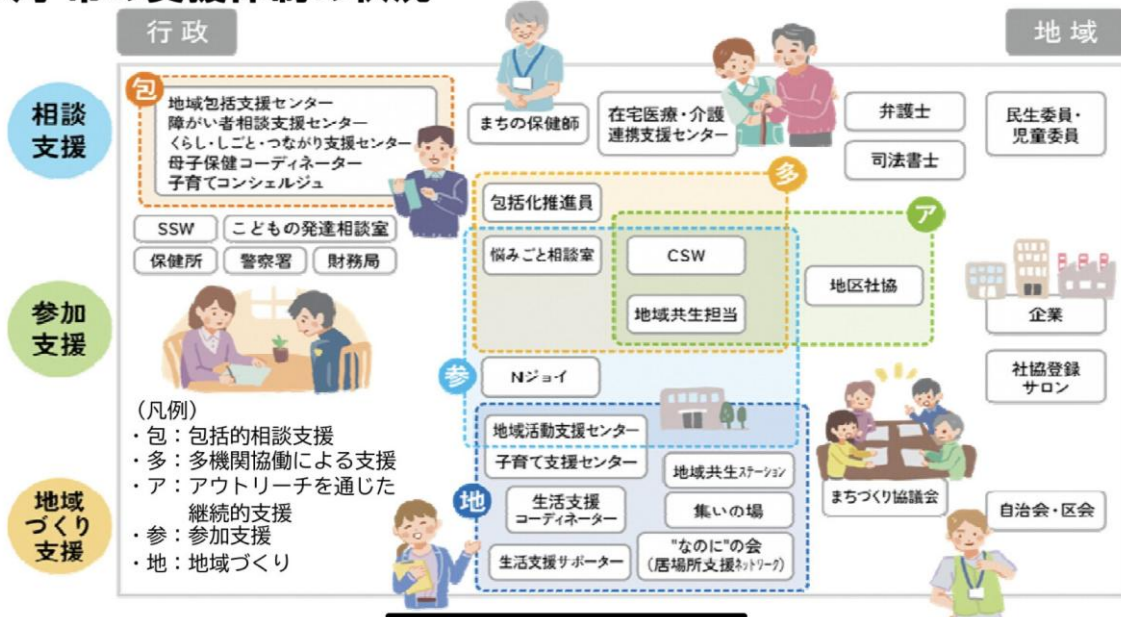
(長久手サポートプロジェクト)

ドライバーのボランティアがなかなか集まらない課題があったため、複数の分野(たすけあいカー・ファミリーサポート・ワンコインサービス)のボランティアが、横断的な確保、助け合いの輪を広げるためのプロジェクト。

「3つの支援」を「多様な主体」が一体的に推進することの効果

- ・「相談支援」において把握したニーズや希望を、「参加支援」で創出した社会資源に繋がります。
- ・「地域づくりに向けた支援」により地域の人と人とのつながりが強化され、地域住民同士の気にかけて関係性を広げることで、課題を抱える人や家族に声をかけることなどを通じて「相談支援」へ早期に繋げることができます。

長久手市の支援体制の状況



【令和7年度重層的支援体制整備事業交付金
(地域共生推進課関連事業分) ※予定】

(円)

分野	担当課	事業名	対象事業費	国費・県費合計
生困	地域共生	地域共生社会推進事業(GSW委託)	7,175,033	3,587,517
		居場所支援事業	300,000	150,000
		各共生ステーション人件費	524,967	262,484
			8,000,000	4,000,000
地域	福祉政策	多機関協働(包括化推進員委託)	4,986,000	3,739,000
	地域共生	会計年度任用職員人件費	2,300,000	1,726,000
	地域共生	参加支援(GSW委託)	8,646,000	6,485,000
	地域共生	アウトリーチ等継続的支援(GSW委託)	9,068,000	6,801,000
			25,000,000	18,751,000
合計			33,000,000	22,751,000

4 質疑応答

問 取り組みが小学校区なのが新鮮。市長が福祉に造詣が深いのか。

答 前市長は社会福祉法人・福祉専門学校の経営を起業していた。2011年に市長に就任し、誰1人取り残さない、行政が全力で市民を守るが基本理念。厚労省のパイプが強い。2年前に市長が替わった。長久手市は将来、地域に担ってもらわないと成り立たなくなると感じている。

問 重層のような政策は住んでいる市民に良さを理解してもらうことが必要ではないか。長久手市の重層の啓発について伺う。

答 重層のPRはあまりしていない。重層の名前が難しいので、理解しにくいし、まずは庁舎内で縦割りの解消が必要。市民の困りごとを様々な課に繋ぐ、成功体験を各課が体感し、横連携の良さを体験する草の根活動をした。市の中でも、地域の中でも解決していくことを市民に担ってもらえるように。やってくれて当たり前になっているところを、お互いの助け合いができるように3年前から行なっている。重層を説明するのではなく、皆さんが担っていくアピールをしている。

問 ワンストップ窓口はあえてしないのは何故か。

答 各課が伺った問題を理解して、必ずどこかの課に繋ぐ体制を作るのが重層。どこの課でも様々な課題を抽出できるように3年間の研修をやってきた。とにかく様々な問題を聞いて、問題の芽は小さいうちに解決した方がよい。

問 訪問相談はチームで行くのか、関係性は良くなっているのか。

答 8050問題等で社協と市の2人で訪問。同じ校区で2回ずつ訪問し関係は良くな

っていく。

問 たすけあいカーの利用者からはどのような意見要望があるか。

答 特に要望はなく、感謝の言葉がある。ボランティア、ドライバーズクラブの中で話し合い、共有している。その中で地区の拡大をしたり、最初は無償で後に、利用者がガソリン程度のお金をとって欲しいという声から有償になった。

問 地域支援は特徴的なのは医療が入っていないが、福祉に特化している理由は。

答 福祉に特化していない。必要があれば医療に繋がっている。認知症気味な方が増えてきているが、そのような方を医療に繋げるのはこれからの課題。

問 出入りが多いと聞いたが、戸建てやマンションを購入した人は街に永住するのか。御市の特徴を伺う。

答 本市は住宅が主で、企業がないから税収は個人市民税が主。名古屋市と豊田市に挟まれている町。通勤している人が増えている。医者や大学の教授が多く、平均年収が高い人が多い。市内に4つ大学があり、日中1万人の学生が通学しているので、出入りが激しいまち。

問 この町で暮らそうという人がいれば、蒔いた種が実りやすいし、その方が嬉しい。高齢化17%のうちから事業化しているのがすごいと思う。多摩では古い住宅で隣の人が何をやっているのかわからない希薄な感じだが。

答 古い分譲住宅で住んでいる人が高齢化して、空き部屋が多くなっている住宅で、市としてテコ入れして支え合い活動を一緒にやって、助け合いの機運が高くなっている。支え合い活動を自走している。これからは、もっと小さい単位で自分たちが何かできる仕組みを作っていく。地域こそ共助ということをやっていくなくてはならない。その手助けを市が行う。

問 チーム支援のイメージは、介護の地域支援に似ているようだが如何か。

答 情報が集まるので、采配をするのが、包括化推進員。抱えている人が多いので、支援者を支援することが必要。支援者が困らないようにするのが目的。

問 重層的支援体制整備事業に取り組む意義として1番に覚悟を持った寄り添い体制の構築とあります。「覚悟を持った」という強い言葉の心を伺います。

答 前市長の思いとして、覚悟を持って関わり続ける。もちろん各職員が寄り添い続けることはできないので、いろいろな機関と協力をして誰かに繋ぐ。必ず誰かがその人に寄り添う。如何にその体制を市役所に作っていくかが、この課の使命だと考えている。「聞きます」という姿勢、市の姿勢によって、心が開く。職員のアンテナが大切。

5 視察の感想及び多摩市における活用

地域共生推進課は10名で、小学校単位で相談業務を行い、コミュニティは社協と協力連携し、市役所と社協が隣接しているので連携が取りやすい所が良い。

また、相談支援を社協の包括化推進員と地域共生推進課や福祉政策課の包括化推進員が調整役となり協議して、各機関が単独で支援するのではなく、4名のチーム体制で支援が確立されていた。

長久手市では、各課が伺った問題を理解して、必ずどこかの課に繋ぐ体制を作れるように、どこの課でも様々な課題を抽出できるように3年間の研修をしてきた。自分の課ではないから聞かないのではなく、とにかく様々な問題を聞いて、どこかに繋ぐ。問題の芽は小さいうちに解決した方が良い。一人に寄り添う覚悟を持った相談体制という考え方は素晴らしいと感じた。

将来の人口減少に備えて、行政に頼るだけでなく、参加支援・地域支援を通じて個人や地域の力を引き出す試みが多摩市でも求められるのだと感じた。



健康福祉常任委員会 行政視察報告書

視察日：令和7年(2025年)10月9日

視察地：愛知県稲沢市役所

調査事項：稲沢市における重層的支援体制整備事業について

説明者：稲沢市役所

市民福祉部長兼社会福祉事務所長

市民福祉部 社会福祉事務所 福祉課長

稲沢市社会福祉協議会

福祉相談窓口担当（相談支援包括化推進員 居住支援法人担当

社会福祉士）

事務局次長

相談支援課長

参加委員：5名（きりき・中島・橋本・折戸・本間）

1. 調査の目的

社会のあり方が変わり、それに伴って市民生活も変化する中で、既存の制度では支援の届けられない複雑化・複合化する課題や制度の狭間にあるケースにも対応していくため、令和2年(2020年)、社会福祉法改正で創設された重層的支援体制の整備状況や今後の課題について調査研究する。

2. 調査内容

(事業内容について)

事前に以下の6項目の質問事項を送り、それに答える内容も含めた説明を受けた

質問内容

【重層的支援体制の整備について】

- (1) 概要、経緯、予算規模、重層的支援体制整備事業交付金の分配をどうされているか
- (2) 主な事業とその実績、課題、今後の展望について
- (3) 高齢、障害、引きこもり、8050問題、ヤングケアラーなど複雑・総合的な課題を抱えたケースが年々増加しているが、重層的支援に取り組むことで何がどう変わってきたか
- (4) 誰1人取り残さない相談事業としてどのような支援体制を創ろうとしているか
- (5) 稲沢市 en モデルとは
- (6) 恩送り隊や居住支援といった活動はどのようなきっかけでスタートしたか

「当事者だからこそ伝えられる重層 4 年目のリアルと効果

～社協が重層に取り組む意義とは？～

(上記の資料にもとづいて社協福祉相談窓口担当者が報告された内容を記載)

○稲沢市の概要 人口 132,435 人(令和 7.4)愛知県の北西部濃尾平野中央
令和 4 年度から「福祉の拠点」を中心に重層を展開、福祉課と社協が同じ庁舎で隣どうしになっている(愛知県内でもめずらしい)

○重層支援に取り組んだ背景

複雑・複合的な課題を抱えたケースが増加

↓

・第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和 2→6 年度)に「相談体制の充実」

↓

・ワンストップ福祉相談窓口の整備を位置づけ
福祉の拠点＝重層推進の拠点とした

○重層事業予算総額(令和 7 年度)

総額 403,585,278 円

包括的相談支援事業	223,557,125 円	地域包括、生活困窮者自立支援他
地域づくり事業	150,230,253 円	生活支援体制整備・地域子育て支援拠点他
多機関協働事業	29,797,900 円	参加支援、多機関協働、アウトリーチ等継続的支援事業

1 重層の基礎理解・・・重層推進は「共感と共創」が 9 割

1-1 重層の基礎理解

・「包括的な支援体制」を創るための事業

- ① 包括的相談支援体制
- ② 参加支援事業
- ③ 地域づくり支援事業
- ④ アウトリーチを通じた継続的支援事業
- ⑤ 多機関協働事業

重要！「地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)」は必見

*重層の意義を自分の言葉で中学生にも説明できるようになること！

1-2 重層推進とは何か

- ・行政及び関係者が「全員」で取り組んでいくもの
- ・重層推進＝制度理解×取り組み方×意識改革(当事者意識の醸成)

1-3 重層推進の効果

- ・法制度による縛りが緩和される→補助金の使途縛りが緩和
- ・制度の狭間や複合課題に対応できるようになるだけでなく職場内の

「横のつながりが強化」された

2 稲沢市の取組み紹介

2-1 稲沢市の特徴

- ・福祉課と社協(福祉総合相談窓口)が重層の推進役
福祉課→全体の調整役
社協→包括的な支援体制づくり(稲沢市 en モデル)

2-2 主要5事業の全てに社協が携わっている

2-3 福祉総合相談窓口の役割

- ①生活困窮者自立支援事業等の充実
- ②多機関協働事業等の充実
- ③居住支援事業(居住支援法人格を取得)の充実

2-4 重層の中心で連携を叫ぶ社協

- ・社協がハブとなって多職種連携の強化を図っている！

3 稲沢市が目指す「包括的な支援体制」とは

3-1 支援者を支援するための仕組み創り

これを見える化したものを「稲沢市 en モデル」とよんでいる(イメージ)

図は省略)

3-2 [稲沢市 en モデル] とは？

複雑・複合課題の相談受付から支援開始までを可視化したもの
3段階で会議の支援制度を高める

step1 ブラッシュアップ会議 新人相談員のOJTも兼ねる

step2 福祉総合相談対策支援チーム会議 ケース検討会議

step3 重層的支援会議 支援プランや役割を最終決定

*工夫 「あったらいいなと思う社会資源」を記載する欄を設けた

3-3 参加支援事業の充実が一番難しい！

- ・ニーズに合った新しい支援メニューを創る事業
- ・その発想から生まれた「恩送り隊」…元気になったら今度はあなたが誰かを支援
- ・「恩送り(Pay it forward)の文化」…善意の好循環を創りたい
- ・市民の困りごとに向き合う「狂気的情熱」が全ての原点

3-4 地域づくり事業の取組み

- ・SC(CSW)5名配置

SC 生活支援コーディネーター=CSW コミュニティソーシャルワーカー

- ・第1層 SC 1名 市全域
- ・第2層 SC 4名 支所・市民センター圏域

4 具体的な取組み「How-to 重層」

Step 0 何のために取組むかを明確にする

Step 1 内発的動機付けと基礎理解の徹底・・・内発的動機が全ての原動力、重層推進はやらされ仕事でできるものではない

Step 2 情報収集(TTPA)と内情把握 先進地を徹底的にパクリ、アレンジする

*多摩市の強みはなんでしょう？の逆質問あり

Step 3 仮説形成と仮説検証(これが重層の醍醐味)

みんなを巻き込んで試行錯誤(実践と検証)を繰り返す！

5 課題への挑戦

ベテランのスキルを如何にして次の世代に伝えていくか・・・

5-1 3つの課題

・人財育成 ・当事者意識の欠如 ・重層推進の活動評価

5-2 人財育成への挑戦 人づくり→支援スキルの継承

5-3 共感⇒我が事⇒共創への挑戦 「主体的な考動」を

5-4 「活動評価」への挑戦 評価に多くの関係者を巻き込む

6 社協が重層に取組む意義

6-1 重層は社協そのもの！…社協の存在意義を示せる事業

6-2 社協が重層に取組む意義

地域共生社会の実現＝重層事業の推進に貢献する責務がある

6-3 再び、地域福祉(地域づくり)の中核へ

失敗を恐れず進め、本当の失敗は「何もしない」こと！

6-4 断じて行えば、鬼神もこれを避く！「覚醒」と「百折不撓の精神」

*覚醒のヒントは「インナーブランディング」

(担当者との質疑応答)

① ワンストップ窓口というのはどこに標榜し、どのように進めているのか(きりき)

A. 全体を通して「どこの窓口からでも」「どこに相談しても」、福祉総合相談窓口につながるようになっている。結果的にはワンストップになっている。

② 「狂気の情熱」という話があったが、その思いの継続は難しいのでは、どんな取り組みをしているのか(本間)

A. 総合相談窓口の存在理由や意義を確認するため、月一回話し合いや研修をしている。自主性とリーダー的役割の認識が必要。

③ 恩送り隊のスタート時の取組みを知りたい(本間)

A. 企業である遺品回収業者さんに困っていることを話したら「協力します」と言ってくれた。困っていることを伝えると協力者は現れると認識した。

- ④ TTPA のパクるという相手は、自治体のことですか(本間)
A. そうです、先進自治体から、学んで取り入れています。
- ⑤ 他の人に依存しないでやっていくことは難しい面もあるがその方法は(きりき)
A. 月 1 回の面談をたいせつにしている。納得し、自主的に取組めるようにする。
- ⑥ 5 つの課が協力とのことですが、どんな課ですか(橋本)
A. 高齢福祉課、保育課、子育て支援課、健康推進課と福祉課です。
- ⑦ 市からの補助金など社協の財政状況は(橋本)
A. 補助金 5000 万円、事業費の委託料をプラスして総額 4 億 6~7 千万円。
- ⑧ 社協は民間の社会福祉法人、同じフロアにいて仕事をするなら市がやればということにはならないか(きりき)
A. 役所は数年で異動があるが、この分野は慣れも必要。また、社協は福祉の専門家団体なので、社協がやる良い面もある。
- ⑨ 恩送り隊について、汚れた家、庭木の繁茂など、まず説得をする大変さがあると思うがどうしているのか(中島)
A. 恩送り隊に話ができるのは、各支援機関から、その機関で納得をしてもらう話し合いはすんでいる。
- ⑩ 狂気的情熱には驚いた。どのようなことが社協の意識改革につながっているのか(折戸)
A. 市役所の福祉課からの信頼に応える社協でありたいという強い気持ちがある。
- ⑪ プライベートなことを知る立場にあるが、守秘義務の保ち方について聞きたい(橋本)
A. 個人情報の取り扱いについては、くどいほど注意をしている。3 か月に 1 回、口頭、文書で注意している。
- ⑫ 丸投げは禁止とのこと、抱え込みもまずいのではないか(きりき)
A. 責任ははたしつつ、専門家にしっかりバトンタッチするようにしている。
- ⑬ 様々な大切な過程でもそれが報酬などに結び付かない仕事も多いのではないか(きりき)
A. 社協は他の法人より恵まれている。だからこそ、深く意識はしていないが、継続的にしっかり取組む姿勢をもっている。
- ⑭ 居住支援の相談はどのくらいの実績になっているのか(中島)
A. 住まい探し 50 件の相談に対して、15 件が家探しに結び付いている。
- ⑮ 生活困窮者支援事業が柱となっているが経過を伺う(きりき)
A. 私(社協担当)が福祉課に出向していた。この事業には平成 27 年から取り組んでおり、今も大きな仕事と認識している。
- ⑯ 重層事業費における特別会計との関係について(きりき)
A. 地域支援交付金は介護保険特別会計にはいるので、そこから一般会

計に移し、そのあと重層事業費の会計に出す仕組みになっている。

3. 調査内容についての評価

重層的支援体制整備事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮分野の各分野に分かれている今までの福祉体制ではカバーできない状況や行政のしくみのなかで、多摩市も含めた全国の市町村が、支援関係機関等や支援者の対応力を高めながら、連携しながら取り組むやりかたであるという点は、稲沢市の視察を通してあらためて認識するものとなった。地域住民を含む幅広い関係機関等が、お互いに納得し合いながら、物事を解決していくことは、理想ではあっても、実際に問題解決に結びつけるには困難が多いという事も実感した。

こうした中で、稲沢市の「ワンストップサービス」は、住民の生活と命を守るために必要だからという理念で、「市」と「社協」が公と民間という位置づけの垣根を越えて実施していることは、すばらしいと思いつつ、それを多摩市で実施していくのはかなり困難だという思いにもなった。

また、国は全国的な実施を求める一方で、財政負担については、前進より後退する状況である事も直視しなくてはならない。こうしたなかでは、重層的支援体制整備事業が必要とされた状況をもう一度整理し、多摩市でいま必要とされている内容、行政と社会福祉協議会の関係、また住民の中にある支援者を明らかにして、今後の進めかたを委員会としても整理していくことが重要ではないかと考える。



多摩市議会議長 三階 道雄 殿

多摩市議会生活環境常任委員長
あらたに 隆見

特 定 事 件 調 査 報 告 書

本委員会は、付議された特定事件のうち下記事項について、調査を終了したので報告します。

記

- 1 調査事項 (1)・Park-PFI(木伏緑地)について
・木伏緑地公衆用トイレ整備事業について
・公園活性化プランについて
(2)・街路樹における緑の管理・更新について、
緑に関わる人材の育成について
・百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2021-2025
- 2 調査方法 委員派遣による先進地視察
- 3 調査参加委員 委員長 あらたに 隆見、副委員長 岸田 めぐみ、
委員 しらた 満、委員 上杉 ただし、
委員 三階 道雄、委員 石山 ひろあき
- 4 調査日 令和7年10月22日(水)～
令和7年10月23日(木)
- 5 調査地 (1)岩手県 盛岡市
(2)宮城県 仙台市
- 6 調査結果 別紙のとおり

生活環境常任委員会 行政視察報告書

調査日:令和7年10月22日(水)

調査地:岩手県盛岡市(都市整備部 公園みどり課)

調査事項:・Park-PFI(木伏緑地)について

・木伏緑地公衆用トイレ整備事業について

・公園活性化プランについて

1. 盛岡市における都市公園を活用した公民連携事業(Park-PFI)について

(1) 視察概要

視察目的 平成 29 年 5 月の都市公園法改正(Park-PFI 制度)を活用した盛岡市の先進的な公民連携事業について、その背景、事業概要、成果を調査し、今後のまちづくりへの示唆を得る。

対象事業 木伏(きっぷし)緑地 Park-PFI 事業、
盛岡市中央公園 Park-PFI 事業

(2) Park-PFI 制度の概要と盛岡市の活用背景

平成 29 年 5 月の都市公園法改正により創設された「公募設置管理制度(Park-PFI)」は、都市公園への民間活力導入を促進する画期的な制度です。盛岡市は、この制度をいち早く活用し、以下の特例措置を事業設計に取り入れました。

- 設置管理許可期間の特例: 民間事業者の事業継続性確保のため、従来の 10 年から最長 20 年に延長。
- 建蔽率の特例: 収益施設の設置面積確保のため、原則 2% から最大 12% に緩和。
- 占用物件の特例: 認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」(占用物件)として設置可能。

盛岡市は、駅前や中心市街地の公園が持つポテンシャルを認識しつつも、利用者の少なさや財政負担といった課題を抱えており、この新制度が課題解決の有効な手段となると判断されました。

(3) 主要事例詳細

木伏緑地(きっぷしりよくち)Park-PFI 事業

盛岡市初の Park-PFI 導入事例であり、全国的にも成功事例として知られています。

令和 4 年度には、「かわまち大賞」を受賞されました。

事業背景と狙い

- 課題: 駅前立地にもかかわらず賑わいが不足、周辺エリアとの回遊性欠如、公衆トイレの不足。
- 狙い: 「街のハブ」として機能させ、地域に根ざした地元資本の飲食店展開機会を創出することで、地域経済を活性化させるとともに、水辺の景観を活かした新たなライフスタイルを提案する。

事業スキームと特色

- 公衆トイレ整備: トイレは「特定公園施設」として市が設置を委託(事業費約2,800万円、国庫補助金1/2を活用)。整備後に市が買い取り、管理運営は事業者が行う公民連携スキームを採用。
- エリア連携: 北上川かわまちづくり事業と一体的に推進し、水辺空間の価値を最大化。

成果と意義

- 賑わい創出: オープン後(2019年9月)利用者数が前年比2.5倍に増加。
- 事業の意義: 都市公園本来の機能である「憩い」と「賑わい」を両立・顕在化させ、「まちの居間」としての役割を回復させた。持続可能な公園管理運営モデルを構築。

(4) 事前質問と回答

・施設管理を受注された企業(団体)の特徴、受注決定した主な理由について教えてください。

→(企業の特徴)

木伏緑地での整備運営を目的に設立された合同会社であり、代表者は盛岡市の出身者で、飲食店を経営されている。

(選定理由)

盛岡市の玄関口としてオリジナリティのあるデザイン性の高い施設か、周辺エリアへの影響が描けているか、収益性があり地域経済の活性化にもつながるものか、という視点で評価が高かった。

・市と民間事業者とでは考え方の異なる部分もあると思いますが、よりよい運営とするためどのような議論をされましたか。

→出店者会議への参加や企画イベントへの支援を行う中で、意思の疎通を図りつつ、運営の際に事業コンセプトからずれが生じていないか双方確認しながら進めるようにしている。

・日常の全体的な運営について協議体などはあるのでしょうか。また、イベントなどどのように決定されているのか教えてください。

→(協議体について)

日常の全体的な運営に関する協議体はないが、テナントを含めた出店者会議を開催しており、案内があれば市も出席している。

(イベントについて)

事業者の自主事業として行うイベントについては、決定や運営等に関して市は特段関与しないが、イベントの情報等については、事前に相談や情報提供される際に、公園のイベントとして不都合がないかは確認している。

・出店の条件や家賃・補償金などはどのようになっているのでしょうか。また、出店者に対して補助制度などはあるのか教えてください。

→出店条件等は、事業者の裁量で選定しているため、出店者のテナント料等、事業者との賃貸借契約に関する具体的な条件等については市で把握していない。

また、市から出店者に対する補助制度はない。

・Park-PFI 化以前の地域の課題について教えてください。

→従前の地域課題については、

・岩手国体やラグビーW 杯を契機に、インバウンド対応を含め観光客が増えることが想定されたため、盛岡駅周辺の公衆用トイレの整備が必要となっていた。

・市内中心部に位置する貴重な公園緑地でありながら、使われ方としては、地下駐輪場の利用者か園路を通過するだけの利用者しかいない状況であった。

・盛岡駅周辺エリアは、飲食店の賃貸料が高いエリアとなっており、資本力の強い中央資本の出店が多い一方で、資本力が弱い地元資本の出店希望者は出店の機会に恵まれず、地域循環経済にとってはマイナスの影響を与えていた。

・都市公園の整備を進める上で、都市公園法をクリアするための課題にはどのようなものがありましたか。

→木伏緑地の Park-PFI 事業における公園整備については、平成29年の都市公園法の改正により実施可能となった。(地下駐輪場の上屋も建築物となるため、建蔽率が2%から12%になったことにより整備できた。)

・都市公園の整備は昭和50年頃から始めたようですが、何故ここまで事業が発展したと考えますか。

→昭和50年代の区画整理事業により木伏緑地が整備され、以前は樹木が鬱蒼とした公園であり、平成28年の岩手国体の際に再整備はしたものの、公園としての利用者はほとんどいない状態。

・Park-PFI 制度を活用した事業を行ったことで、トイレ整備などの地域課題の解決が図られたほか、高質な空間や賑わいが創出され、河川エリアや他の商店街への回遊性も向上したものとする。

・公募設置管理制度(Park-PFI)の創設にあたり、市民からはどのような意見がありましたか。

→市が公表した事業に関する資料が分かりにくく、施設のイメージがつかめなかった。その他、事業の進め方に対する意見、公園利用者が自由に使えるか、公園の安全性に関する意見、収益施設に関する意見。

・事業効果に含まれると思いますが、木伏緑地の PFI 化による地域への経済的波及や人の流れの変化について教えてください。

→(地域への経済的波及について)

当該緑地は盛岡駅と市内一の繁華街である「大通り」の中間に位置し、地域をつなぐハブ機能を有しているほか、例年4月から11月の毎週土曜日に開催される材木町よ市との中間に位置しており、よ市の前後に当該緑地を訪れる新たな人の流れが形成されており、周辺エリアを含めた波及効果もあるものとする。

(人の流れの変化について)

昼は子育て、夕方は仕事帰り等、様々な利用者が来訪。利用者数調査では、Park-PFI 事業実施以前(平成30年)と比べ、公園利用者は増加している。(R6.10 時点、平日比で約1.5倍、休日比で約2.6倍の増加)

・木伏緑地に係る資金について、投資額と年間支出経費、年間営業収支や行政負担、いつ費用回収できる見込みか教えてください。

→事業者が負担した整備費や年間収支等については詳細を把握していないが、市が負担したトイレ整備費については、事業認定有効期間内に公園使用料収入として回収する見込みとしているほか、維持管理に要する費用について軽減されているものとする。

・今後のにぎわい創出のプランなどがありましたら教えてください。

→観光を担当する部署から、東北6県で巡業するイベントにて木伏緑地を活用したいとの相談を受けており、盛岡駅周辺のイベントに限らず、岩手県や東北を代表するイベントの際に利用いただければと考えている。

(5) まとめと今後の示唆

盛岡市の Park-PFI 事業は、都市公園法改正の制度的メリットを最大限に活用し、行政の財政負担を抑えつつ、民間事業者の創意工夫と経営努力を引き出した成功事例です。

木伏緑地においては、以下の点が重要です。

- 制度の戦略的活用：長期許可期間や建蔽率緩和といった特例が、地元事業者の参入障壁を下げた。
- 地域密着型事業：地元資本の参入により、地域に根ざした魅力的な店舗展開と経済循環を実現した。
- 公園機能の再定義：公園が単なる緑地ではなく、「賑わいの拠点」「まちのリビング」として機能することを証明した。

これらの取り組みは、他自治体における都市公園の活性化、中心市街地活性化、持続可能な公園管理運営を考える上で、極めて有効なモデルケースとなります。

盛岡市事例と多摩市事例との比較

多摩中央公園の取り組みは、多摩ニュータウンの中心拠点として、行政と民間が連携してエリア全体の価値向上を目指す大規模な公民連携事業として位置付けられます。多摩市の聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりも令和 6 年度にかわまち大賞を受賞しました。盛岡市木伏緑地整備事業は、多摩市の多摩中央公園とせいせきかわまちづくりを合わせた事業に感じました。

(参考)多摩中央公園 Park-PFI 事業の概要

多摩中央公園の Park-PFI 事業の主な特徴は以下の通りです。

- 全国有数の大規模 PFI：多摩中央公園は敷地面積が約 11 万平方メートルと広大であり、公園全域を Park-PFI による整備範囲としている点で、全国でも最大級の規模の事例となります。
- 公民連携と指定管理者制度の一体導入：Park-PFI による改修整備と、その後の指定管理者制度による運営管理を一体的に行う事業者を公募・選定しました。
- 事業主体：TAMA セントラルパーク JV(物林株式会社を代表企業とする共同事業体)が事業を担っています。
- リニューアルオープン：長期にわたる改修工事を経て、2025 年 4 月 5 日にグランドオープンを迎えました。

事業の目的と主な変更点

- ①老朽化対策とニーズの変化への対応：開園から 30 年以上が経過し、施設の老朽化や、少子高齢化に伴う利用ニーズの変化に対応する必要性がありました。

②賑わいと交流の拠点形成：隣接するパルテノン多摩(複合文化施設)や中央図書館のリニューアルと連携し、公園全体を「創造的なキャンパス」とするコンセプトに基づき、多様な人々が集う賑わいの場を創出しました。

③新施設の設置：

- ケヤキハウス：カフェ・レストラン、パークセンター、多目的室などを複合整備したコア施設です。
- フラワー＆ベーカリーカフェ：レンガ坂沿いに新たなカフェを整備しました。
- 遊具広場の新設・刷新：子どもたちが安全に遊べるよう、新しい遊具広場が整備されました。

④防災機能の強化：災害時の広域避難場所としての機能を充実させるため、防災広場の傾斜をなくし、防災設備を設置するなど、防災拠点としての役割も強化されています。

2. 盛岡市「公園活性化プラン」募集要項について

盛岡市が実施する「公園活性化プラン」は、市民や民間事業者の自由な発想やアイデアに基づき、公園の新たな魅力と賑わいを創出することを目的とした公募プログラムです。その募集要項の主要ポイントは以下の通りです。

(1) 事業目的：何か「やってみたい人」「できたらいいな」の実現を支援

本事業の目的は、「緑が文化になるまち 盛岡」という都市の基本計画の理念に基づき、市民の暮らしにとって公園がより身近で魅力的な環境となることを目指すものです。

- 「やってみたい」の実現支援：公園を活用したいという市民や事業者のアイデアを行政が積極的に受け止め、実現を支援することで、これまでにない多様な利活用を促進します。
- 賑わいの創出：既存の公園に新たな活動やビジネスを導入することで、公園の利用者を増やし、地域コミュニティの活性化や交流拠点の形成を図ります。
- 持続可能な公園管理：民間活力の導入により、公園の魅力を維持・向上させ、市の財政負担を軽減しつつ、質の高い公園サービスを提供することを目指します。

(2) 募集事業の部門：アクション部門とビジネス部門

募集は、事業の期間や性格に応じて2つの部門に分けられています。

- アクション部門：
 - 内容：公園を活用したイベント、ワークショップ、スポーツ教室など、比較的短期・単発で実施する事業が対象です。
 - 特徴：手軽に公園を利用したい個人や団体が応募しやすい部門です。

- ビジネス部門:
 - 内容: 公園内での物品販売、軽飲食の提供、レンタルサービスなど、数か月単位で継続的に実施する収益事業が対象です。
 - 特徴: Park-PFI ほど大規模ではないものの、一定期間継続してビジネスを展開したい事業者向けの部門です。

(3) 応募資格

特定の公園(募集対象公園)において、提案する活動や事業を実施できる個人または団体が対象です。

- 具体的な要件:
 - 都市公園法、盛岡市都市公園条例その他の関係法令を遵守できること。
 - 事業の実施に必要な許認可(飲食店営業許可など)を自らの責任で取得できること。
 - 政治活動または、宗教活動を目的としないこと。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で暴力団員が役員でない団体であること。

(4) 募集期間

随時受付(原則としてプランを実施する6ヶ月前までに相談すること)

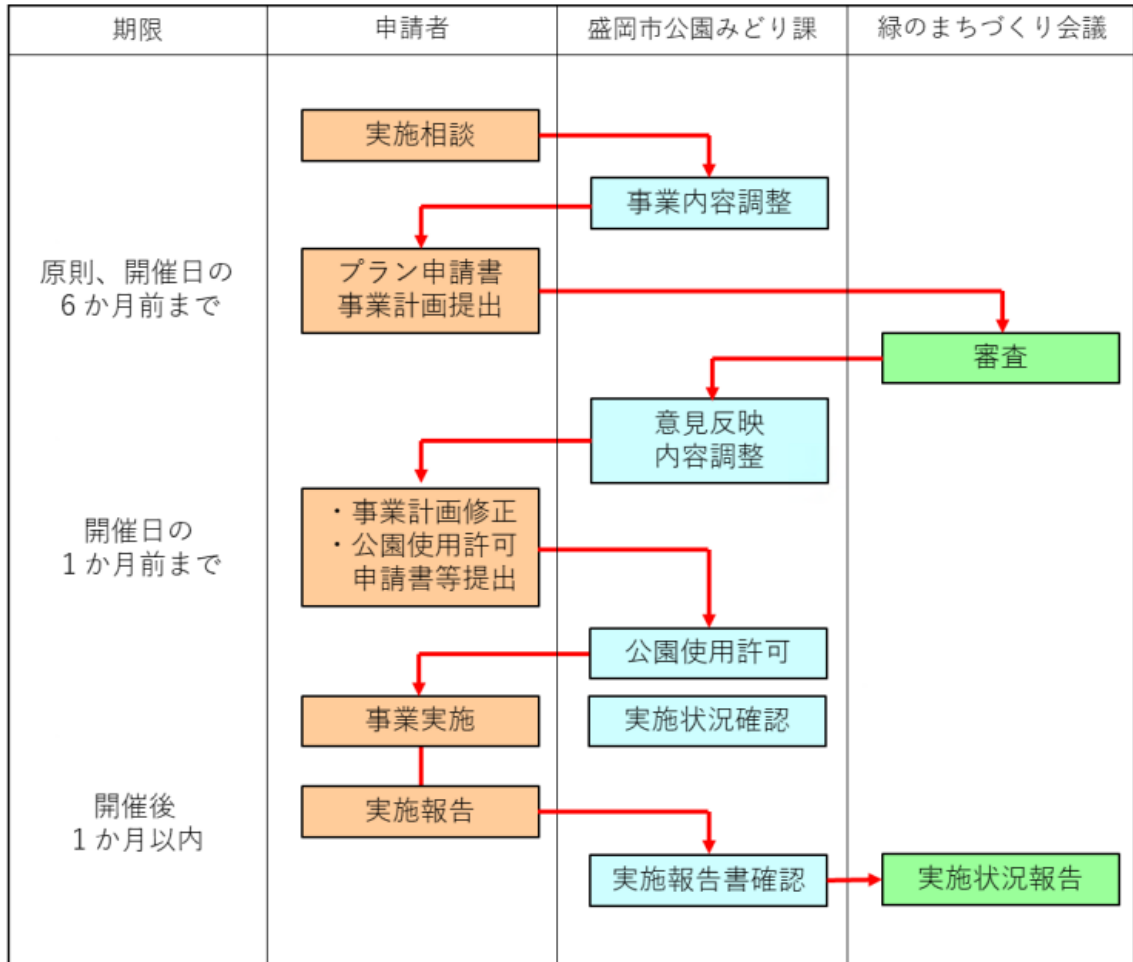
(5) 審査について(審査基準と許可の取り消し等)

応募されたプランは、市が設置する審査会等により厳正に審査されます。

- 審査基準の内容:
 - 市民のニーズに合っているか。
 - 公益的な事業であるか。
 - 実現性がある事業計画となっているか。
 - 将来的に都市公園の維持管理に寄与する可能性があるか。
- 許可の取消等について:
 - 都市公園法第27条の規定により、公園の管理上の理由または公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合は、許可を取消、その効力を停止しもしくは許可条件を変更し、またはプランの中止、プランの実施のため設置された施設・物件の改変、移転もしくは除却を命じる場合があります。都市公園関係法令及び許可条件に違反した場合も、また同様です。

盛岡市「公園活性化プラン」の申請から実施までの標準的なフローは、以下の通りです。募集要項に基づき、いくつかのステップを経て事業が実現します。

(盛岡市公園活性化プラン募集要項より)



(6) 事前質問と回答

・応募状況と承認決定数の状況について教えてください。

→(令和7年度:応募・実施5件)

- ・盛岡まちなか子どもキャンプ(キャンプ、公園の魅力発見)
- ・TAKAMATSU FEEL CAMP(環境美化、キャンプ)
- ・IWATE COFFEE FESTIVAL 2023
(コーヒーの提供、コーヒー文化の醸成)
- ・盛岡楽縁祭(縁日、世代間交流)
- ・子育て応援フリマルシェ in 盛岡南地区公園
(子どもの見守り、子育て世代の交流)

・承認決定まではどのように進められるのか、審査方法などについて教えてください。

→① 申請希望者からの相談(活性化プランとして申請するかどうか)

② 申請書の提出、課内審査、申請者との調整

③ 法定協議会である「盛岡市緑のまちづくり会議」にて書類審査

(申請者の希望があれば、審査会場で委員にプレゼンすることも可)

④ 承認・非承認の通知の発出(条件付き承認の場合は条件も記載)

⑤ 公園使用許可手続き等

・事業を始めてからの市民意見にはどのようなものがありますか。

→個人・団体を問わず、イベントを実施する方には、公園活性化プランという事業が浸透しつつあるが、一般の公園利用者にはあまり認識されていないため、事業に対するご意見はあまり寄せられない。

イベントに係るトラブルや苦情があった場合、市民より、市はなぜ許可したのかを問われることがある。

・人気があるイベント及び継続的な事業にはどのようなものがありますか。

→広い公園空間を利用した飲食を伴うイベントが多く、来場しやすい立地にある公園を会場にする場合がほとんど。

(例)食に関するイベント、クラフト市、キャンプ、花火など

・初めてエントリーされる方へのサポート体制はありますか。

→申請書の書き方や事業計画の作り方を担当職員が助言しているほか、実施体制等の相談に乗っている。

・公園活性化プランに応募したイベント主催者側からは、どのような意見・要望がありましたか。また、この事業についての課題がありましたら教えてください。

→(主催者からの意見・要望)

- ・公園以外の市の土地を駐車場等として借りたいので、担当課へ掛け合っほしい
- ・町内会への回覧や市の広報誌等で告知協力をしてほしい
- ・イベント前に利用個所の草刈りをしてほしい
- ・公園の利用ルールを守っていない団体のせいで、他団体に苦情が来ることがあるため、もっと指導してほしい。
- ・もっと自由に公園内を使いたい。

(課題)

- ・継続的な開催により、公園活性化プラン事業の意義(市民による公園の利用促進、維持管理の担い手確保等)や、イベント企画の当初の目的が忘れられ、「公園」ではなく「イベント会場」という認識になってしまう。(イベントが続くと本来の公園利用が難しい)
- ・イベントのための準備(草刈り等)を市または指定管理者に依頼されることが多いが、基本的には主催者でやっていただくこととしている。
- ・イベントに対する苦情が市にも寄せられるため、その対応や主催者への指導に多くの時間を費やす場合がある。
- ・公園活性化プランとしての実施を3回までと定めているが、その後の継続実施が承認された場合、承認内容から逸脱していないか毎回確認する必要がある。

3. 視察の様子



生活環境常任委員会 行政視察報告書

調査日:2025年10月23日(木)

調査地:宮城県仙台市(建設局 百年の杜推進部 百年の杜推進課・公園管理課)

調査事項:・街路樹における緑の管理・更新について、

緑に関わる人材の育成について

・百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2021-2025

1 調査の目的

(1) 街路樹における緑の管理・更新について

(2) 緑に関わる人材の育成について

(3) 百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2021-2025 について

2年間のテーマである『緑の管理について』持続可能な管理手法を検討するため、

(1)から(3)について視察を行う

2 調査内容

(1) 百年の杜づくり事業の概要について

① 杜の都のいわれ

仙台市は市域に奥羽山脈から海岸までが含まれ、多様な自然環境が分布している。そして市の中心部の緑が一体となった緑豊かな都市は、「杜の都」としてブランドになっている。杜の都のいわれとなるみどりは、屋敷の敷地内に植栽することを奨励された江戸時代までさかのぼることができる。戦後は従前のような屋敷林の創出が戦災復興土地区画整理事業により困難となり、街路樹や公園など公共施設にみどりが求められるようになった。しかし高度経済成長時代に宅地化・工業開発が進み、みどりが消失していった。そのため、杜の都のみどりを守る取組みを行ってきた。

② 条例の制定

1973年「杜の都の環境をつくる条例」を制定し、市街地に残る緑地や樹木などの保存、工場や事業所内の敷地内緑化の義務化を行なった。そこから物質的な豊かさから持続可能な社会への意識転換契機に1998年より「百年の杜づくり」を開始。百年という時を味方に「みどりと共生する都市」を創造し、未来への継承をしていく取組みを行っている。2006年には条例を改正し、みどりの保全と創出の制度の充実化とみどりの普及を位置付けした。

③ 計画の制定

そして「仙台市みどりの基本計画」を策定し、緑の保全・普及・創出を図っている。特徴の一つはグリーンインフラの推進であり、総合計画でも位置付けており、計画に位置付けているところはまだまだ珍しいが、位置付けがあることで動きやすいと感じている。基本方針 2 では「みどりで選ばれるまち」ということで、みどりで経済を動かすという想いで取り組んでいる。街路樹については、基本方針 3 の「みどりを誇りとするまち」の中で誇るべきみどりとして整備や保全、活用している。基本方針 4 は「みどりとともにひとが育つまち」であり、5 は「みどりを大切にすまちなち」である。

④ 保存樹木制度

緑の管理に関わる部分では、「保存樹林制度」がある。市街化区域内の 300 m²以上の樹林に対して、土地所有者の理解と協力を経て保存をしている。所有者にも税が減るメリットがある。街路樹の路線も指定している。

⑤ 花壇

企業参画でみどりを創出するため「仙台おもてなし花壇」を行っている。仙台市が管理している花壇を 70 の企業・団体等から協賛をもらい、維持管理費用を低減させながら市民協働で花壇の品質を保っている。

⑥ みどりのデータ

市全域で緑被率は 78.7%。市街化区域でも 25.7%ある。これは他の政令指定都市・特別区と比べても、全国 3 位という豊富さである。

(2) 街路樹について

① 現況と課題

約 48471 本の高木の管理をしている、街路樹の管理費年間約 10 億円には、低木の刈込みや植栽マスの除草、剪定、健全度調査が含まれている。樹木も高木化している一方で人口減少も見込まれている中で、これ以上に管理費を上げていくことは難しいため、工夫をしている。

街路樹等の成長に伴う問題も起こっているが、街路樹が育つことで、グリーンインフラとして温熱環境の向上も見られ、夏場は侮れないと考えている。他にも景観の向上、生活環境の保全、生物多様性の保全、賑わいの創出などの働きもあり、市民の皆さんに知っていただきたいと考えている。

② マネジメント方針

2021年に策定した「仙台市街路樹マネジメント方針」では、街路樹の維持管理だけでなく、利活用や整備・再整備も含めて、市民が街路樹に愛着を深め住むことを誇りに思い、来訪者が何度でも訪れたいくなるような街路樹づくりを目指している。組み立ては、考え方1「都市資源としての積極的な活用」、考え方2「適正な街路樹管理の推進」、考え方3「街路樹管理体制の充実」である。

剪定本数は管理費約10億円の内、毎年行う低木の刈り込みと除草に約7億円の残りで、高木の剪定を行っている。直径30センチで樹木であれば、1万本ぐらい出来ている程度。伐採は年間400本前後である。

③ 街路樹に関する取組み

街路樹が突然倒木したことを受けて、街路樹健全度調査を路線ごとに5年に一回は入れている。これにより対象になっている幹周90センチ以上の全樹種の高木は5年に一回は点検が入っている。ただしニセアカシヤなど、幹折れや倒木が生じやすい樹種は60センチ以上から行っている。点検は業者が入っているが、職員もできるよう毎年研修会を開いている。それは予想外に倒木した時に、職員が調査をする必要性があるため。

④ 街路樹更新計画とは

基本的にはみどりを残していくスタンスできたが、限られた財源の中で適正街路樹管理を行うため策定した。事業の効果を推計したところ、維持管理費の縮減効果が見込まれた。10年間で128路線を対象とし、約37億円かける予定である。

高木の街路樹はGISで健全度調査結果のカルテや苦情、要望、樹種、大きさなどを一本一本データベースで管理しており、維持管理にも活用されている。

⑤ 公園樹・街路樹剪定技能講習会

年2回(夏期・冬期)に宮城県造園建設業協会と協同で学科と実技の講習会が開催されている。これにより、街路樹の剪定技術や維持管理の考え方を受発注者間共通の認識を持つことができている。

(3) 質疑について

問 強剪定ではなく、統一美を確保する形での維持管理が街路樹マニュアルで示されているが、費用面での負担はどうか。

答 強剪定も必要な場合もあるが、行くと樹形が乱れて余計に枝が出てきて悪循環が起こるため、却って予算がかかると話している。やむなくやることもあるが、その時には枝ぶりを甦らせる剪定を行っている。毎年のように行くと、反発がかえって大きくなる。

問 市職員に専門職がいるのか。

答 造園職など専門職が40人ほど在籍し、管理や計画に携わっている。以前は樹木医をとる者もいた。

問 根上がりしない工夫について。

答 中心部は常に対応している状態。根上対策予算を増やしてもらった。防根シートを入れたり、地下に根が張りやすい植栽基盤を入れて施工している。街路樹マニュアルにも工法を載せている。

問 工法は研究しているのか

答 横の連携をとりながら、各所管レベルで判断している。また造園職が入って、検討会で発言している。しかし杜の都ということで、庁内での共通の認識はある。

問 けやきはこれからも育てていくのか。

答 剪定できる高さが限られているので、維持していく予定。

問 いちよう並木は美しいが、管理に困難があると思う。これからどうしていくのか。

答 苦情も多いが、銀杏がなるからといって伐採となると反発が起こる。そのため、それが理由で中心部については植替えする予定はない。沿道の皆さんに協力を頂いている。

問 予算がかかっているが、かけないための工夫はあるのか。

答 街路樹更新計画は、高木について10年計画でメリハリをつけている。ただ予算の7割が低木管理と除草のため、街路樹更新計画低木編を検討中である。量と質を見直し、高木にかけたいと考えている。

問 診断費は予算に入っているのか。

答 入っている。1億円もかかっていない。

問 伐採した木はどうなっているのか。

答 有価償却している。

問 緑の管理の所管は。

答 各区役所の公園課が行っている。道路管理者と緑の維持管理者が別になっているため、緑が保たれていると考えている。

問 花壇の維持管理の募集の仕方について

答 ホームページやチラシで行っている。1年契約で空きが出た場合に募集している。

問 街路樹の点検を年間何本行っているか。専門診断は年間何本か。

答 診断込みで、予算的には1000万円程。直営で昔はやっていた。

問 樹冠被覆率について。

答 樹冠被覆率は把握しておらず、議会においても緑被率で回答している。

問 仙台市公園緑地協会の効果について。

答 公園のみどりの維持管理だけでなく、運営をしていける業者は少ないのでパブリック的な使命を持つ方に担ってもらっているのは大きい。

3 調査内容についての評価及び所見

本市と同じように街路樹の成長に伴う問題、根上がりや架空線への干渉等が発生しているが、それに対応するため街路樹マニュアルを作成し、街路樹の維持管理を行なっている。また不健全な高木については、年次計画を作成し街路樹健全度調査を行っていた。本市は乞田川沿の桜の診断の際は精密診断からの伐採であったが、仙台市のように5年に1回は点検を実施するように計画をたて、診断結果により専門診断、精密診断と段階を踏むことで安全と予算の低減が図られることがわかった。

また街路樹と公園のみどりを、同じ部署が管轄することで、統一的な管理とみどりの保全が行われていた。本市では包括的に委託を出すことを検討しているが、みどり担当の部署にすることで組織のあり方での対応も有効だとわかった。

また街路樹一本一本をGISでカルテをデータ管理しており、所管の職員の異動や委託業者が変わっても、同じように維持管理できるようになっていた。安全に管理するためには必要なデータ管理の仕方だと感じた。

最後に、杜の都としての仙台市を参考にし、本市も多くのみどりを保有しており、みどりをもたらす恩恵を市民と共有し、その恩恵を生かしたまちづくりを進めたいと思った。

4 視察の様子



多摩市議会議長 三階 道雄 殿

多摩市議会子ども教育常任委員長 渡辺 しんじ

特 定 事 件 調 査 報 告 書

本委員会は、付議された特定事件のうち下記事項について、調査を終了したので報告します。

記

- 1 調査事項 (1) 学びへのアクセス 100%について
(2) 不登校対策総合プログラムについて
- 2 調査方法 委員派遣による先進地視察
- 3 調査参加会員 委員長 渡辺 しんじ、副委員長 大くま 真一
委員 おにつか こずえ、委員 岩崎 みなこ
委員 しのづか 元、委員 松田 だいすけ
- 4 調査日 令和 7 年 1 0 月 2 1 日 (火) ~
令和 7 年 1 0 月 2 2 日 (水)
- 5 調査地 (1) 大阪府 大東市
(2) 奈良県 大和郡山市
- 6 調査結果 別紙のとおり

子ども教育常任委員会 行政視察報告書

日時：令和7年10月21日（火）13：00～15：30

場所：大東市役所 本館2階委員会室

1 調査事項

学びへのアクセス100%について

2 調査目的

子どもの不登校はこの10年で3倍と急激に増加し、小・中学校で35万人近くになっている。また、これまで少なかった小学校低学年でも増えている。

様々な施策が進められているが、多摩市では出現率が高い状況が続いていることから、誰ひとり取り残されない学びの保障をいかに実現するかを調査・研究する。大東市では以前から先駆的に不登校対策に取り組む、平成30年に多摩市議会子ども教育常任委員会でも当市に視察を行っている経緯もあるため、その後の状況や新たな取り組みについて調査することを目的に視察を行った。

（大東市の対応者）

学校教育政策部統括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩 様
学校教育政策部指導・人権教育課主査 羽生 竜将 様

3 調査内容

- 『学びへのアクセス100%』
- 『校内教育支援ルーム』と『教育支援センター【ボイス】』

（1）学びへのアクセス100%取り組みの経緯

7年前多摩市議会が視察に来た時からの変化として、3点大きく変わった。

①教員の意識の変化 ②家族・保護者の意識の変化 ③ハード面の整備

コロナ禍での学校の環境の変化とGIGAスクール構想の取り組みが行われたことにより、登校していない生徒への学習機会の保障という考え方が良い意味で進んできた。特にGIGAスクール構想によるICTの活用というものが大きなきっかけとなり、3年前

から学びへのアクセスという不登校の児童・生徒への指導を考える際に、すべての児童・生徒が前向きに「何らかの学びにアクセスしているか」ということを基準に取り組むことと位置付けた。通常の学習だけにとらわれず、他者との関わりやコミュニティでの活動なども含めて学びと捉えることで、より多様な支援ができ、その考え方を教員にも浸透させていくことで、取り組み意識の変化を促した。

(2) 学びへのアクセス 100%の大枠

個別最適な学びや児童・生徒主体の学校づくりを進めるとともに、不登校の兆しの段階での支援のために、不登校支援員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携した組織対応での適切な支援に力を入れている。また教室で過ごすことが難しい生徒への居場所づくり、ICT活用や校内教育支援ルームを核とした不登校支援の充実、そこでもなお過ごすことが難しい児童・生徒に関しての居場所づくりの一つが教育支援センター【ボイス】となっている。

(3) 校内教育支援ルームと教育支援センター【ボイス】

・校内教育支援ルーム

校内教育支援ルームは昨年度、市内小・中学校20校（全校）で開始することになり、各学校で広さや内装についての違いはあるが、コンセプトは統一されている。不登校等担当教員が各学校に居るが、それぞれ授業を持っているため、不登校支援員を派遣し運営を担ってもらっている。不登校支援員の主な役割として、学習支援から登校支援（朝のお迎え・家庭訪問）、相談支援などを行う。不登校支援員については現在市からの配置だけではなく、学校が直接地域募集や人材バンク制度を利用した選定を令和5年度から行うようになり、現場に即した取り組みを始めた。

・教育支援センター【ボイス】

不登校状態の児童・生徒の学校復帰や将来的な社会的自立を目指し、活動を通して自己肯定感を高め人間関係づくりの支援、学習・生活・遊び等の場と機会を提供する場所として運営している。入所に当たっては在籍校と相談し学校の登校依頼書を作成した後に登所する。

他市との違いとして、学校外のセンターの運営や担当の職員を元校長や元教員が担っている例が多いが、大東市のボイスではフリー

スクール運営やスタッフとして働いている方々に入ってもらい、民間の活力を取り入れて運営を担ってもらっている。ねらいとしては、民間の発想の自由度や、学校の先生といったイメージと違うところでの児童・生徒の学校に対する苦手意識を少なくすることに取り組んでいる。また、活動内容としては固定の時間割を設定せず、どの時間でも登所出来るように工夫している。

学校復帰する場合の大きな壁として、学力や学習の進捗という課題がどうしても出てきてしまうが、現在大阪府によるオンライン学習の取り組みが進んできており、今後大阪府の取り組みと提携していきたいという考えがある。

(4) 事前質問と回答

学びへのアクセス 100%について

① 魅力的な学校づくりの中に「不登校支援員を活用し幅広い居場所づくり・学習支援を行います」とあるが、具体的な内容は。

→校内教育支援ルームを小・中学校20校全校に設置し、小学校には支援員を年間70回、中学校には年間370回配置している。(1回3時間)

児童・生徒の意思を尊重しながら支援員と相談して、体験活動やオンライン学習、AIドリル、個別学習に取り組んでいる。

① 資料の中では、学校からは「学校復帰を前提として指導していた部分があるのではないか」、「担任の先生等の抱え込みにつながるリスク」、児童・生徒や保護者からは「不登校状態になったときの学校以外の選択肢が少ないこと」、「学校に登校できていないことで自己肯定感が低下する」など非常に率直な意見が掲載されているが、この意見の聴取はどういった場で、どのような調査手法で行われたのか。

→学校からの意見の聴取については、教育支援センターへの登録に向けて学校から本人に関する情報の聞き取りをする際に、学校から出た意見や、個別のケース会議の中で学校側から出た発言を記載している。保護者からの意見としては、不登校が長期化した保護者が市の教育相談を受けた時や、教育支援センターへの登録に来た際に聞いた話を掲載している。

② 不登校状態にある児童をどのように把握しているのか。また、年間欠席数以外に一定の基準を設定し、報告・共有するような仕組み

みはあるか。

→学校から毎月「学びへのアクセス報告書」を市教委に提出してもらい、各校の不登校児童・生徒の状況を確認している。基準は1学期が10日以上、2学期が20日以上、3学期が30日以上欠席の児童・生徒で、欠席数以外の基準は設定していない。早急な個別対応が必要な児童・生徒については、市教委から学校へ聞き取りを行っている。

(5) 調査の様子



4 調査内容についての評価及び所見

平成30年から不登校児童・生徒の居場所づくりという部分では共通しているが、大きな変化として、より学校復帰を目指すということに意識を向けるようになったと感じる。やはりコロナ禍とGIGAスクール構想により社会的な環境変化、学校の環境変化による意識の変遷、ICTの活用が大きく作用している。特に普通に登校している児童・生徒との学力の差については、今後さらにICT活用、オンライン学習の活用が学校復帰の核になっていくと考えられ、多摩市においても当市の今後の取り組みがどう生かされて結果につながるか、注視していく必要がある。

ただ、不登校児童・生徒の出現率については、7年前の視察時から減少しているというわけではなく、社会環境や家庭環境が多種多様に変遷しているため、取り組みによって純粋に減少していくことにはつながりにくい部分もあると感じる部分もあるため、自治体間における調査研究や成功事例などの共有は常に行っていく必要があるとあらためて感じる場所であった。

日時：令和7年10月22日（水）13：00～14：30

場所：大和郡山市役所 第1委員会室

1 調査事項

不登校対策総合プログラムについて

2 調査目的

2024年度、文科省によると、小・中学生の不登校は過去最高の35万3,970人で、この10年で3倍と急激に増加し深刻な状況である。また、これまで少なかった小学校低学年でも増加の傾向であり、多摩市も例外ではない。

それに伴い、本市においても様々な施策が進められているが、本市は出現率が高い状況が続いていることを重く受け止め、不登校対策を総合的に行っている大和郡山市の取り組みから、どうしたら、誰ひとり取り残されない学びの保障が実現可能なのかを調査することを視察の目的とする。

(大和郡山市の対応者)

教育部次長兼学校教育課長 渋谷 美奈 様

学校教育課指導主事兼指導係長 梅田 貴裕 様

3 調査内容

(1) 不登校対策プログラムのコンセプトと経緯

22年前から不登校に取り組み、誰一人取り残さない教育を目指し現在に至っている。とりわけ、2024年度に大きくブラッシュアップさせ、不登校になった子を支援するだけでなく、不登校にならないようにする未然防止の視点で取り組んでいる。そのために、学校が子どもにとって「学びが楽しい」と思える授業づくり、学習の基礎基本が身につけていない子どもへの早期対応、みんなであることが楽しいと感じられる場所にすることを柱にしている。

2003年の国の教育特区の指定を受け、2004年、不登校特例校である、学科指導教室「ASU」として、旧城址会館に開室。2019年、家から外に出るきっかけづくりと安心できる居場所づくりのために、あゆみルームを開室。

2023年度、ASUはこれまでの場所から移転し、「学びの多様化学校」として、郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」として新たなスタートを切り、あゆみルームに通室後、正式にASU入室を希望する児童が入室する。

(2) 校内教育支援センターについて

2024年度に、小学校1校、中学校1校設置。2025年度は、小学校5校、

中学校 4 校設置。

不登校の傾向がある場合、校内と校外における取り組みがあると考えている。校外としては、子どもに対しても、保護者に対しても、関係性が切れやすいことに鑑み、家庭訪問をする等を心がけている。子どもに会えなくても保護者と会える関係を維持させ、心理士やスクールソーシャルワーカーなどとの関係を維持することは重要である。校内においては、とりあえず学校に来て教室に入れないう子どもたちに対し、学校内の居場所の提供が校内教育支援センターの意義といえる。今年度、小学校 16 名、中学校 24 名が利用している。

(3) あゆみルームについて

あゆみルームは、家の中から外に出るスモールステップのきっかけの場所であり、スタッフや子ども同士の交流の場所である。

開室は、週 4 回。

午前は 10:30～11:20、午後は 13:00～13:50。

このうち、週 2 回まで来室可能となっている。

トランプなどのゲームや卓球なども出来るが、やりたい学習を持ち込むことも可能である。私服でも来室可能で、費用の負担はない。

このあゆみルームの流れは、はじめに、コミュニケーションが苦手な子どものために、スタッフとの個人活動から始める。それから、あゆみルームに来ているほかの子どもと関わる少人数活動に移行し、集団活動を体験する。集団活動では、ASU の授業を後ろから見学し、その後 ASU の通室生と一緒に実際の授業を体験しながら、学校に登校する方を選ぶか、正式に ASU に入室するかを相談しながら考えていく。ただし、自分のペースが尊重される。

(4) 学びの多様化学校「ASU」について

あゆみルームを経て自ら希望し、認定面接を受け、入室認定委員会の審査を経て ASU の入室が正式に決まる。決まると「ASU」に転籍し、最後は ASU を卒業し、高校に進学する。教育長が「ASU」の校長となっている。

ASU は、心の居場所づくり、豊かな体験学習、進路保障の 3 つを柱に据えている。進路については、自分が決めている。

学びの多様化学校であることから、総授業数は、通常の 3 割程度削減されているが、「チャレンジタイム」など、自ら課題を選び、取り組む意欲的な学習の時間や自己を見つめる新設教科の「あゆみタイム」では、児童・生徒が自由に語り合うことを通して自己・他者の理解を深める時間がある。又、体験学習としては、季節にあった調理実習、ホースセラピー、直接手をつなげないときには輪のようなグッズを使用し工夫する。校外学習では、清掃や人前での食事が可能になるなど着実に成果が生まれている。

大きな行事である文化祭では、みんなで1文字を書く書道パフォーマンスなど、子どもたちが全て決め、運営し保護者や職員も参観する。そのような光景を見るとこの子どもたちが不登校だったとは信じられない程、成長できる場である。

(5) 事前と当日の質問と回答

- ① 市長は7期目であり、教育についても理解しているのではないかと。
→教育出身なので大変後押ししてもらっている。ASUへの理解もある。
- ② 映像を見ると、子どもたちがマスクをしているが、子どもたちの特性の現れか。
→コロナ明けの映像ということもある。ただ、マスクは安心効果もある気がする。
- ③ 不登校はおとなしいイメージはあるが、暴力をしてしまう子どもはいないのか？
→22年間の中で、どうしても暴力的になり、暴れてしまう子は一定数いる。
やはり、被害者を出さないために審査は必要と考える。
- ④ 校内教育支援センターとASUの連携はしているのか。
→学校連携は重要と考える。今、まさに始めているところだ。
- ⑤ 数年前から不登校にならない、防止への取り組みを強化しているとのことだが、予防は大事だと思う。成果はどうか。
→成果はまだ出ていないと言えない。
- ⑥ 教科の呼び方として、「いきいき」とか「わくわく」と、あえてしているのか。
→やはり、なじみやすい呼び方でもあり、自然と定着した。
- ⑦ ASUに配置されている先生、スタッフの資格や経歴はどうか。
→教員免許取得者や学生である。
- ⑧ 令和5年度の市内の小学校1,000人あたりの不登校が減っている要因の分析は。
→30日を超えてないだけで予備軍はいたと思う。
- ⑨ 不必要な規制やルールに縛られない学校生活とは、どのような規制やルールか。
→ブラック校則をやめた。いわゆる合理的でない校則の廃止。体操着を自由とした。
- ⑩ 児童館や放課後児童クラブの連携はあるか。
→特にない。
- ⑪ 保護者支援の取り組みについて何う。
→スクールソーシャルワーカーやASUのカウンセリングに相談するように繋いでいる。

(6) 調査の様子



4 調査内容についての評価及び所見

多摩市においても、不登校は多く出現しており、大きな課題と言える。多摩市も東愛宕中学校内にあごSpaceという分教室を設置し、一定の成果が出ており、次年度から新たに教育センター内に諏訪中学校に学籍を置く、不登校のための分校が設置される予定である。

このような時期に、大和郡山市の22年間という歴史ある、ASU（分教室）についての話が聞けたことは、有難かった。大和郡山市は不登校総合プログラムとして、不登校への未然防止として学校を楽しい場所にするをめざしつつ、不登校になったときは、学校内での対応と確かな受け皿となる、あゆみルームというシステムで、ASUを充実させ両面で子どもたちを支えている。子どもたち自身が、ASUに行くことを選ぶのか、通常の学校に行くのか、どうしたいのか、体験や見学の前に個人活

動、少人数活動といったスモールステップを踏みながら、無理のない準備期間を設けている。似たような手法は多摩市も実践しているようだが、よりきめ細やかにすることも必要であり、参考になると感じた。

同時に学校を子どもたちにとって楽しい場所にするこそ、最大の不登校対策であるとし、不登校にならない取り組みを目標としていることは、非常に重要と感じる。その点については、成果はまだ出ていないとお話であったが、私たちが大和郡山市から学ぶべきことは理念、実践共に多くあると感じ、大変有意義な視察であった。

7 多議第 8 1 6 号
令和 8 年 3 月 2 4 日

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

多摩市役所新庁舎建設等特別委員長
池田 けい子

特 定 事 件 調 査 報 告 書

本委員会は、付議された特定事件のうち下記の事項について、調査を終了したので報告します。

記

- 1 調 査 事 項 庁舎建て替えについて
- 2 調 査 方 法 委員派遣による先進地視察
- 3 調査参加委員 委員長 池田 けい子、副委員長 石山 ひろあき
委員 藤條 たかゆき、委員 大くま 真一
委員 渡辺 しんじ、委員 いぢち 恭子
委員 小林 憲一
- 4 調 査 日 令和 7 年 7 月 2 8 日 (月)
- 5 調 査 地 国分寺市役所
- 6 調 査 結 果 別紙 1 のとおり

多摩市役所新庁舎建設等特別委員会

行政視察報告書

令和7年7月28日（月）

国分寺市役所

1 調査事項

庁舎建て替えについて

2 調査目的

多摩市役所新庁舎建設に関する調査・検討を行うにあたり、既に庁舎建て替えを実施している先進市を視察し、議論の参考とするため。

国分寺市の対応者

総務部長

契約管財課長・係長

3 調査内容

(1) 本庁舎の建て替えについて（議会フロア・庁舎全体）

(2) 質問事項（事前送付）への回答

別紙2のとおり

4 質疑内容

問) 委員会室は普段パーティションを取り外して、部屋を広く使用しているが、パーティションを利用し区切って使用することがあるのか。また、パーティション使用時に隣の部屋から音漏れがあるのか。

答) 今の議会運営を続ける限りはパーティションを使用し区切って利用することはない。パーティション使用時に隣の部屋から音漏れは基本的にない。

問) 災害対策本部は大きなスペースを確保しているが、あれだけの規模を常駐で置くと決めた要因は何か。またデメリットはあるか。

答) 東日本大地震の時に職員が集まって情報集約をしていたが、以前の執務室は狭く、ある程度のスペースがないとスムーズに仕事ができないことから、その時の経験を生かし、災害対策本部を常駐で置くことにした。

デメリットではないが、災害対策本部の部屋が広いため、今後部屋の運用方法を課題としている。

問) 災害対策本部の部屋の管理は。

答) 防災安全課で管理している。

問) 駐車場について

答) 入庫時にカメラでナンバーを確認、情報を反映させたQRコード付きの駐車券が発行され、出庫時に自動的にゲートバーが上がる。市民・議員については減免措置あり。

問) 庁舎引越し時にペーパーレスについて、どのような取り組みをしたのか。

答) 庁舎引越し3年前、文書保管部署から52%減らすように要望があった。各部署に文書削減リーダーを配置し、削減実績を報告する取り組みをした。現在、補助金の手続き資料などは紙なので、最低限のキャビネットが必要になる。

問) 議員がお弁当を注文した時の対応は。

答) 注文する議員がいない。3階のお弁当売り場に行っている。

問) 議員共有スペースの電子レンジなどの購入は。

答) 議員間でお金を出し合ったり、議員互助会で購入している。

問) 議場デザインについては、どのような議論があったのか。

答) 設計時に旧庁舎の議場デザインをもとに考えたと聞いている。

問) 庁舎建て替えをするにあたりクラウドファンディングを実施したが、どのくらい応募があり、金額はいくらくらいあったのか。また、返礼は。

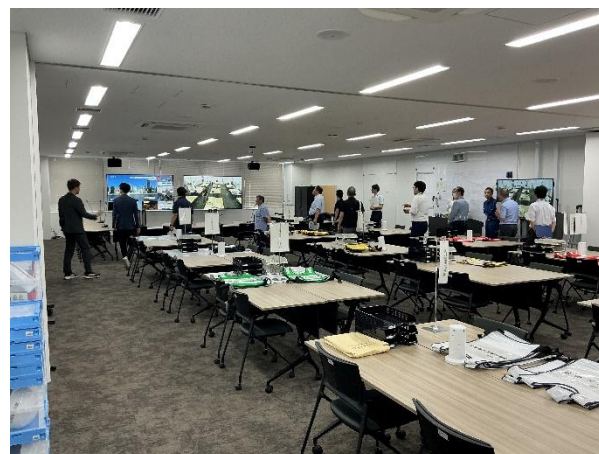
答) 今、応募件数は把握してないが、市内外からかなりの件数があった。300万円を目標にしていたが、2,800万円ほど集まった。3万円以上寄付の返礼は新庁舎エントランスの名板に印字し、3万円未満の返礼は市報で氏名を記載した。

問) 1階の総合案内に契約管財課の職員を配置している理由は。

答) 委託も検討したが、一度職員でやってみようということになった。今後の運用は検討課題としている。

5 視察の成果

議場・委員会室・議員控室の配置や冷暖房の設備など多岐に渡り、丁寧に説明いただいたので、今後本市の新庁舎建替えを検討するにあたり、イメージしやすく参考になった。





多摩市役所新庁舎建設等特別委員会 行政視察
事前送付質問事項

1. 新庁舎が完成するまでの議会のかかわりについて

(1) 新庁舎完成に至るまでのスケジュールは

平成27年 庁舎建設の候補地を2箇所とし、それぞれ事業化した場合の基礎調査を実施

令和元年 庁舎建設の候補地を決定する市長所信表明

国分寺市役所位置変更に関する条例可決

令和2年 基本計画を策定

令和3年 所有地を購入

令和4年 実施設計完了、建設工事着手

令和6年 建設工事竣工

令和7年 新庁舎開庁(1月6日)

(2) 議会のかかわり方は

新庁舎建設特別委員会が設置されました。

2. 議会エリアについて

(1) 防犯性の観点からのセキュリティ対策について

・エリアへの入室方法、入退室の管理方法は

議会事務局執務室及び議員控室のある区画については、原則としてセキュリティカードを持っている議員及び職員のみ入室可能となっています。

・管理する人員は

入退室の管理は特に行っておりません。

・動線の作り方は

フロア中央に議場や委員会室を配置し、その東側と西側に控室、傍聴者の動線を置くことで議員動線との交錯をできるだけ避けています。

(2) ユニバーサルデザインの具体化について

・車いす導線、点字ブロック、補聴システムなどは

車いすの方も傍聴いただけるようになだらかなスロープを設置しています。

階段の案内として、点字ブロックを設置しています。

補聴器を付けた方が聞こえやすくなるような設備を設置しています。

3. 議会諸室に関して

(1) 議場および傍聴席の配置の決定について

・どのような意見が出たのか

設計開始前の基本計画段階から継続して議会事務局を通じて議会と協議を重ねました。旧本庁舎の議場をイメージされている委員が多い印象で、それを基調としたレイアウトとなっています。

・合意形成はどのように行われたのか

事前に協議したい事項と、それをいつまでに決定したいかを示し、時期を見て設計者の方から案を提示、非公開の会議で説明を行い、会派ごとに検討し、代表者会議で決定する、という流れでした。

(2) 会派室について

・壁は可搬式であるか

お見込みのとおりです。

・区画数と1区画あたりの人数は

会派室は9部屋あり、会派ごとに区切っています。

壁は可動式になっているので、人数の多い会派は壁を外して複数の部屋を使っています。

①②立憲市民フォーラム 4名

③④⑤自民党 7名

⑥公明党 3名

⑦生活者ネットワーク 3名

⑧無会派(れいわ・維新) 2名

⑨無会派(共産党・グリーン) 2名

(3) 委員会室について

・壁は可搬式であるか

第1委員会室、第2委員会室の壁については、スライディングウォールとなっており動かすことができます。

・壁をとり1室にする際の用途、使用頻度は

通常、第1委員会室、第2委員会室はつなげて使用しています。

委員数が多い委員会はこちらで行っています。

・可搬式にしたことによる費用は

当初より可搬式として検討していました。建築工事の中の一部分であるため、費用の切り分けができかねます。

・壁の防音性能はどうか

スライディングウォールを設置した後、上下に密閉する器具が出るようになっているため、高い防音性能を備えています。

・傍聴席への入室方法、委員席との距離は(防犯性の観点から)

傍聴等による委員会室への入室は、東側の廊下側からのみ入室可能です。

委員席との距離は一定程度離れており、傍聴席については、ベルトパーテーションで区切っています。

(4) 議会図書室・行政資料室の場所、考え方について

・設置場所は

議員控室付近でございます。

・管理の主体は

議会事務局が管理しております。

・議会資料の公開はどこでどのようにされているか

市議会 HP、議会図書室、オープナーで公開しています。

(5) 市民に開かれた議会として、議場・委員会室等における具体的な対策・取組について

・市民と議員との面談場所は

議員控室または会議室で行っています。

・議場の様子が見える外部モニターは

5階ロビーにモニターを1台設置しています。

(6) 録音室・議場システムについて

・設計にあたり、どのようなことを検討されたか

設計者及び協力事業者と議会事務局で、旧庁舎での運用を伺いつつ、新庁舎での運用をどうするか、事業者のシステムで何が実現可能か、などを打合せしながら要求仕様を詰めていきました。

・(可能であれば)設計当時に整理された機能・性能等の要件や仕様書をご恵与いただきたい
先日、多摩市のご担当者様が視察にいらっしゃいました。

改めてご担当に貴市の状況を伺った上で、適切な資料をご提供させていただきたいと思っております。

(7) 照明について

・設計時に照明の配置、光量等について検討されたことはあったか(タブレットへの映り込みの配慮など)

机上面照度500lx の設計照度を確保すること以外、特段の検討はしていません。

・同フロアに「木漏れ日テラス」を設置されるなど自然光を活用されているが、議会フロアの諸室へ自然光を取り入れる検討はされたか

議場についてはハイサイドライトを設け、自然光を取り入れています。

4. 完成した新庁舎について

(1) 新庁舎になり、実際良かったと感じることは何か

【来庁者目線】

これまでは分散庁舎であり、市民や事業者にご負担をおかけしていました。

新庁舎になり機能が集約したことで、1か所で手続きが完結することができるようになりました。

【職員目線】

新庁舎では、Wi-Fi が完備されました。

会議等に貸与端末を持ち運ぶことができるようになり、劇的にペーパーレスが推進したと感じます。

(2) 計画・予定と違ったな、あるいは改善すべきだったと感じることはあるか

会議室に小窓が付いていると良かったと感じます。

(3) 職員の食事・休憩スペースの確保状況は

3階にリフレッシュスペースという職員と市民が休憩できる部屋を設置しています。

職員はそれ以外に執務室裏のサポートゾーンや外のベンチで休憩している様子を確認しています。

(4) 市民来庁時の交通アクセスの利便性は

西国分寺駅南口から徒歩 10 分

京王バス バス停から徒歩2分

ぶんバス(コミュニティバス) 3路線が敷地内に停車

(5) 市民来庁時の待機スペースはどのようになっているか

実際にご覧いただければと思います。